

令和 6 年 9 月 3 日
茨城県立牛久高等学校長 田崎 泰昭

不祥事防止対策について

本校教職員は、学校教育に携わる者として、コンプライアンスを意識し、行動に責任を持ち、日頃の教育活動を行っています。

しかし、残念ながら県内外の一部の教職員による不祥事が起こる度に、教育並びに教育公務員に対する信頼が失墜することは誠に遺憾です。本校教職員は、互いを信頼し合い、誇りを持って教育に取り組む教職員集団であり続けたいと強く願っています。そのため、校内ルールを明文化し、今後も本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもとで行動し、不祥事が生じないようにすることを確認いたします。

【1】 生徒の個別指導に関すること

- ・可能な限り複数人で対応する。
- ・入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。
- ・指導上、やむを得ない場合には、学年主任等へ事前に対象生徒・場所・時間等を知らせ、事後に結果を報告する。
- ・セクハラ、パワハラ等とならないように言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。

【2】 個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち帰るときは管理職に了承をもらい記録簿へ記載する。持ち出しの際には、適切に取り扱う。
- ・氏名の入ったデータは USB メモリ等記録媒体では持ち出さない。教育情報ネットワーク内の個人ドライブに保存して持出することは可能であるが、管理職に了承をもらい記録簿へ記載する。
- ・複数人にメールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。

【3】 交通に関すること

- ・緊急の救急業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は、極力、自動車を使用しないで現地へ行く、自動車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には深酒をさける。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない（遭わない）ように気をつける。もし、事

故を起こしてしまった場合には、冷静に判断し、適切な処置をとり、誠意ある行動をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

【4】 校内の環境整備に関すること

- ・校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも、複数の担当者により、教室等の安全点検を定期的に行う。

【5】 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県 HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を行う。
- ・定期的な心のアンケートを実施する。

【6】 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、講演会等の実施など、様々な機会を用意し防犯教育を実施する。
- ・教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した研修を実施する。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。